5.1　目標１　自転車を快適に利用できる環境づくり

施策１．自転車通行空間ネットワークの形成

自転車だけでなく、歩行者や自動車も安全で快適に道路を通行できるよう、自転車通行空間の整備を推進し、小倉都心地区をはじめとする１３の整備拠点について、拠点内および拠点間を結ぶ自転車通行空間ネットワークの形成を図ります。

また、整備拠点ごとに自転車ネットワーク計画を策定し、計画的かつ効果的な自転車通行空間の整備を推進します。

なお、自転車ネットワーク計画については、自転車の利用状況などに応じて更新します。

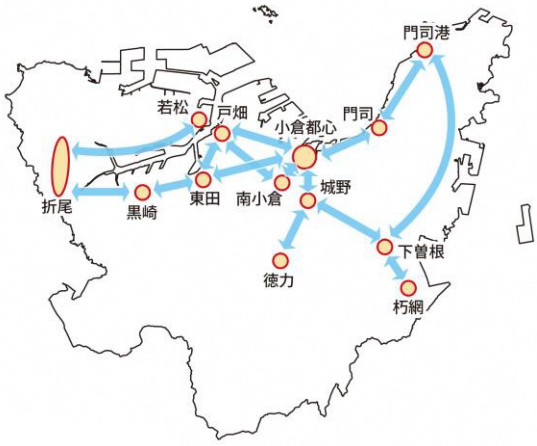

整備拠点（１３）	
門司港地区	
門司地区	
小倉都心地区	●
南小倉地区	●
城野地区	●
下曽根地区	●
徳力地区	●
朽網地区	
若松地区	
東田地区	
黒崎地区	
折尾地区	●
戸畑地区	●

●:ネットワーク計画策定地区

図　自転車通行空間ネットワーク形成のイメージ

(1) 自転車ネットワーク計画の策定

自転車ネットワーク計画を構成する路線については、下記の①～⑧を適宜組み合わせて選定します。

①自転車交通量の多い路線
②交通結節点や公共施設、そのほか地域の核となる商業施設などに接続する路線
③自転車事故の多い路線
④高校や大学へ接続する路線
⑤自転車利用の増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
⑥シェアサイクルのステーションを結ぶ路線
⑦既に自転車通行空間が整備されている（または整備に着手している）路線
⑧自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

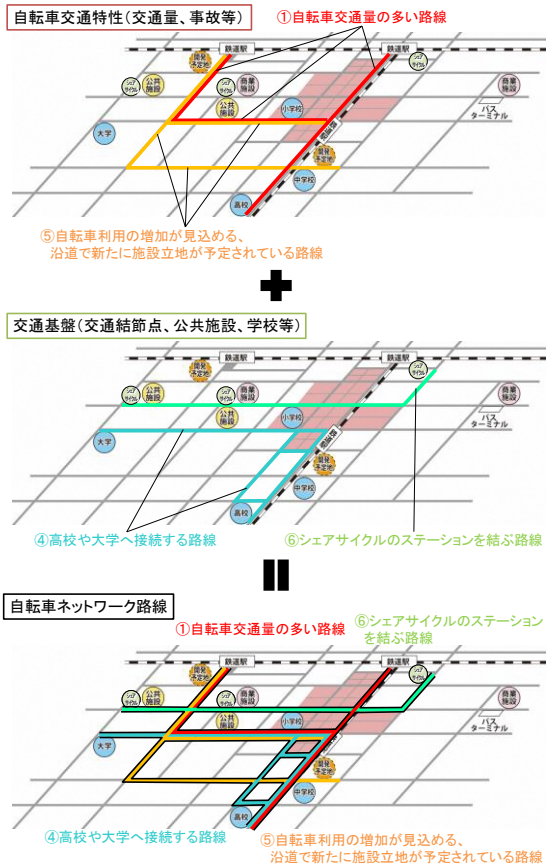

図　自転車ネットワーク計画路線の選定イメージ

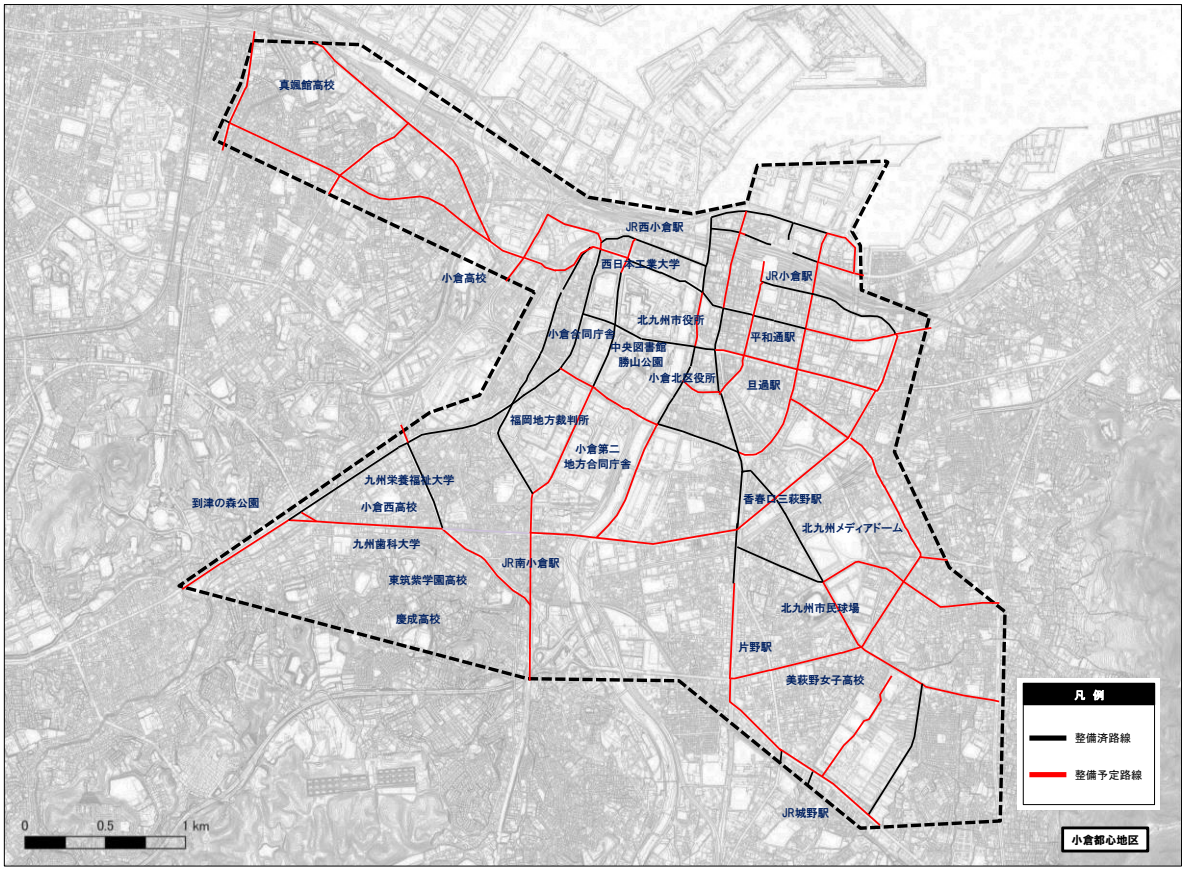

図　ネットワーク計画図（小倉都心地区）

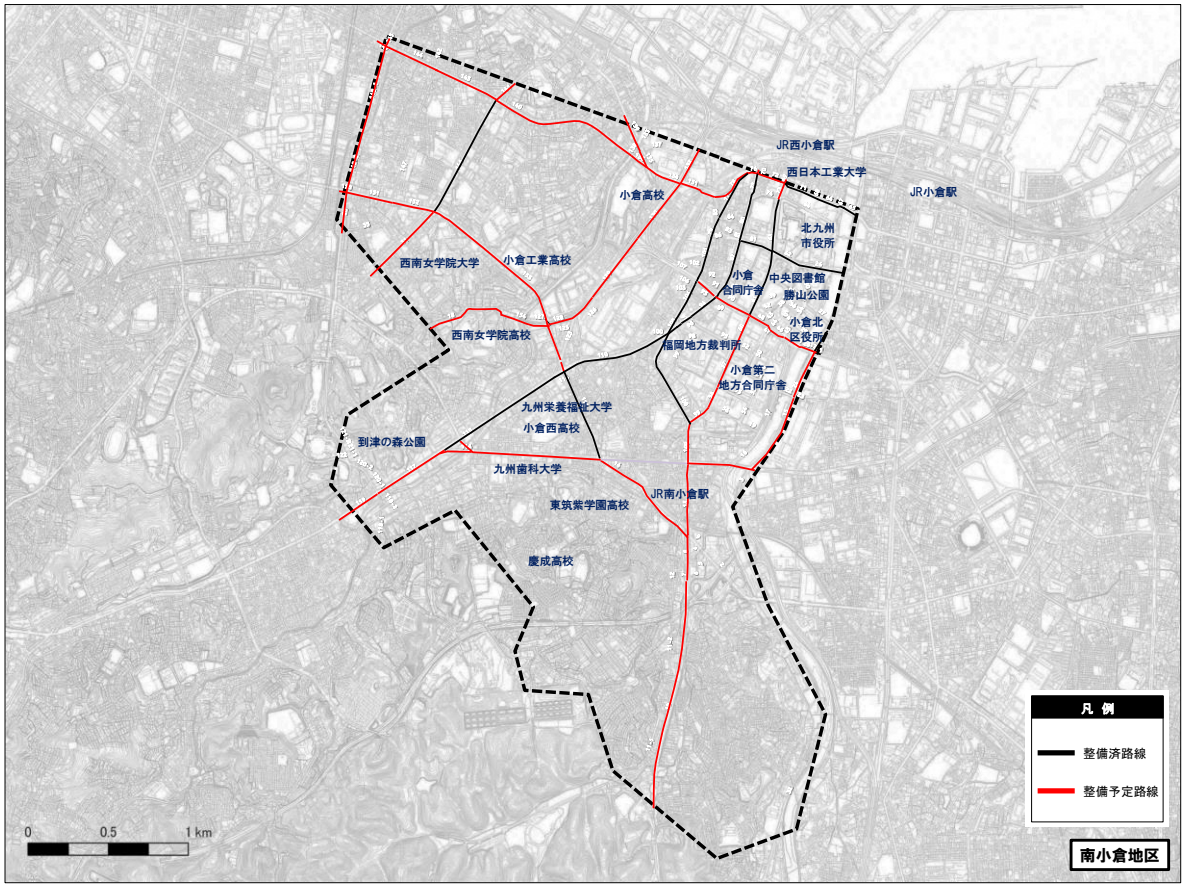

図　ネットワーク計画図（南小倉地区）

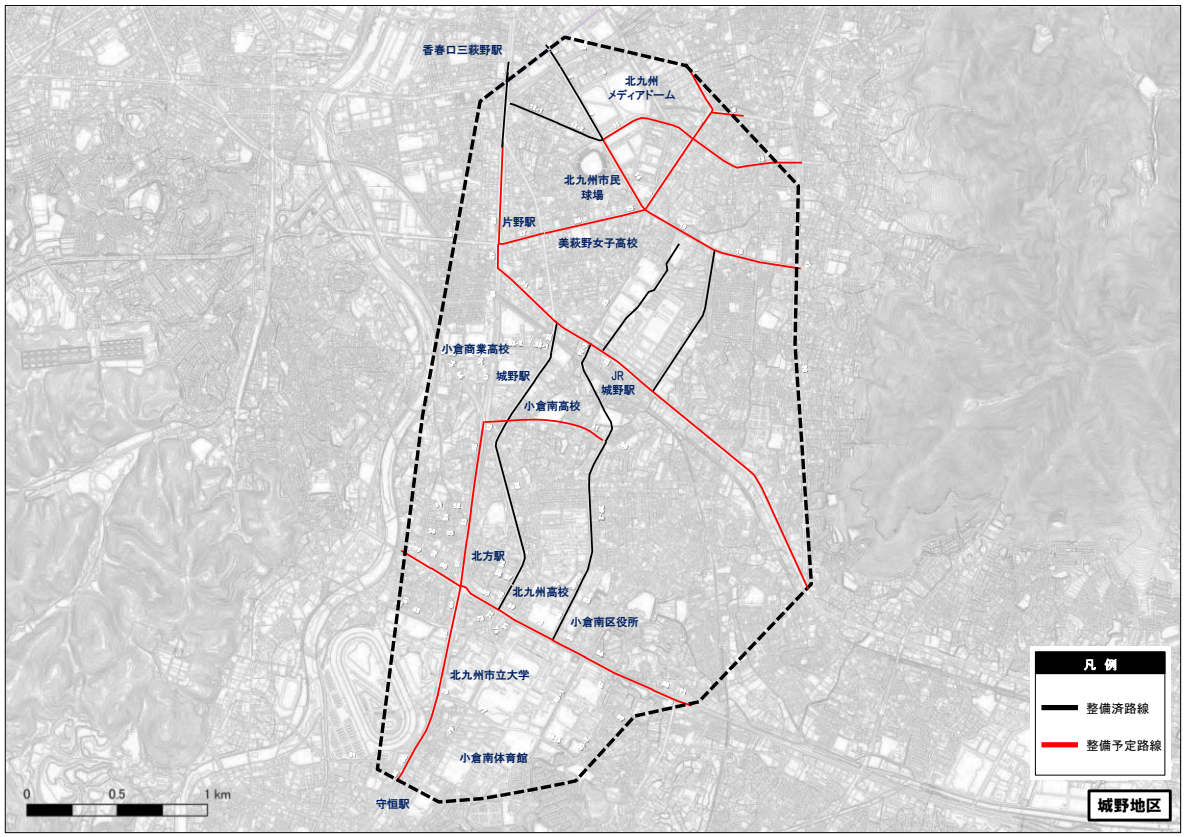

図　ネットワーク計画図（城野地区）

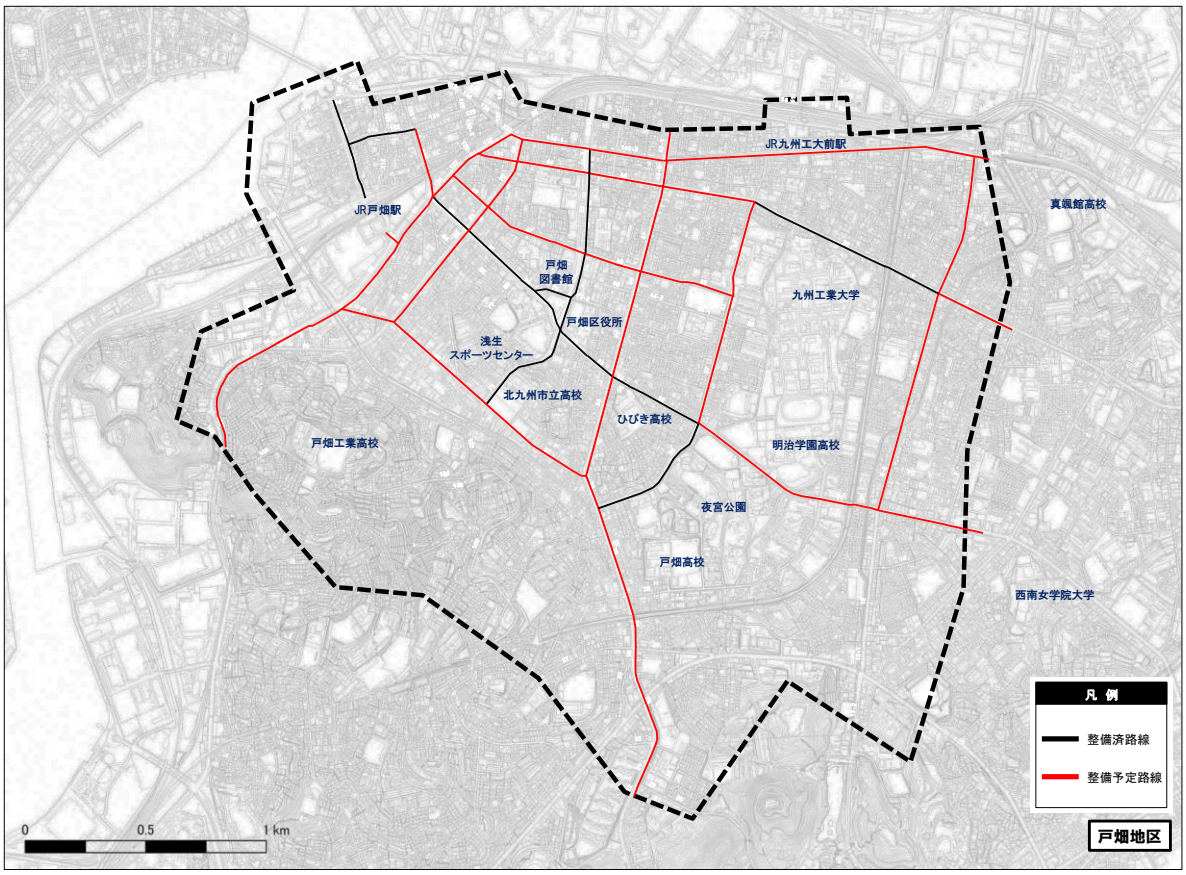

図　ネットワーク計画図（戸畑地区）

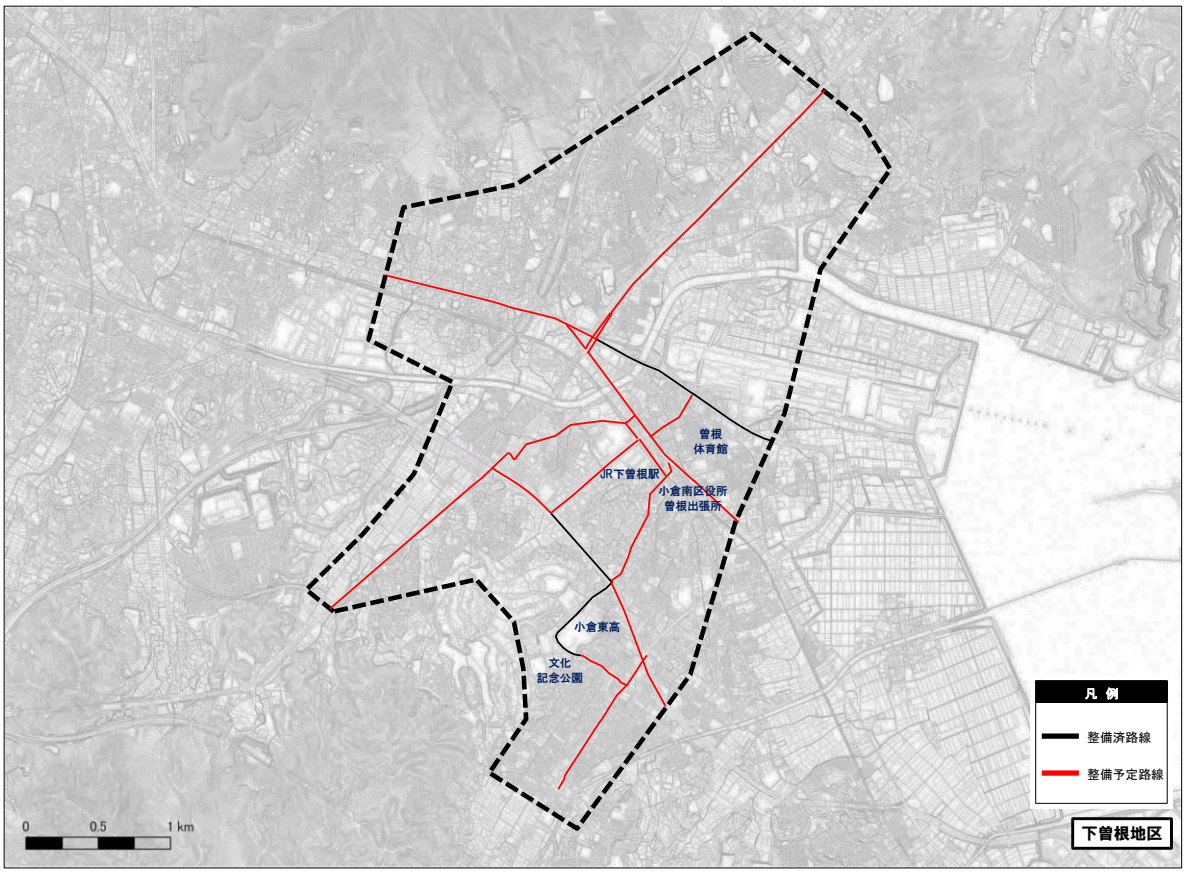

図　ネットワーク計画図（下曽根地区）

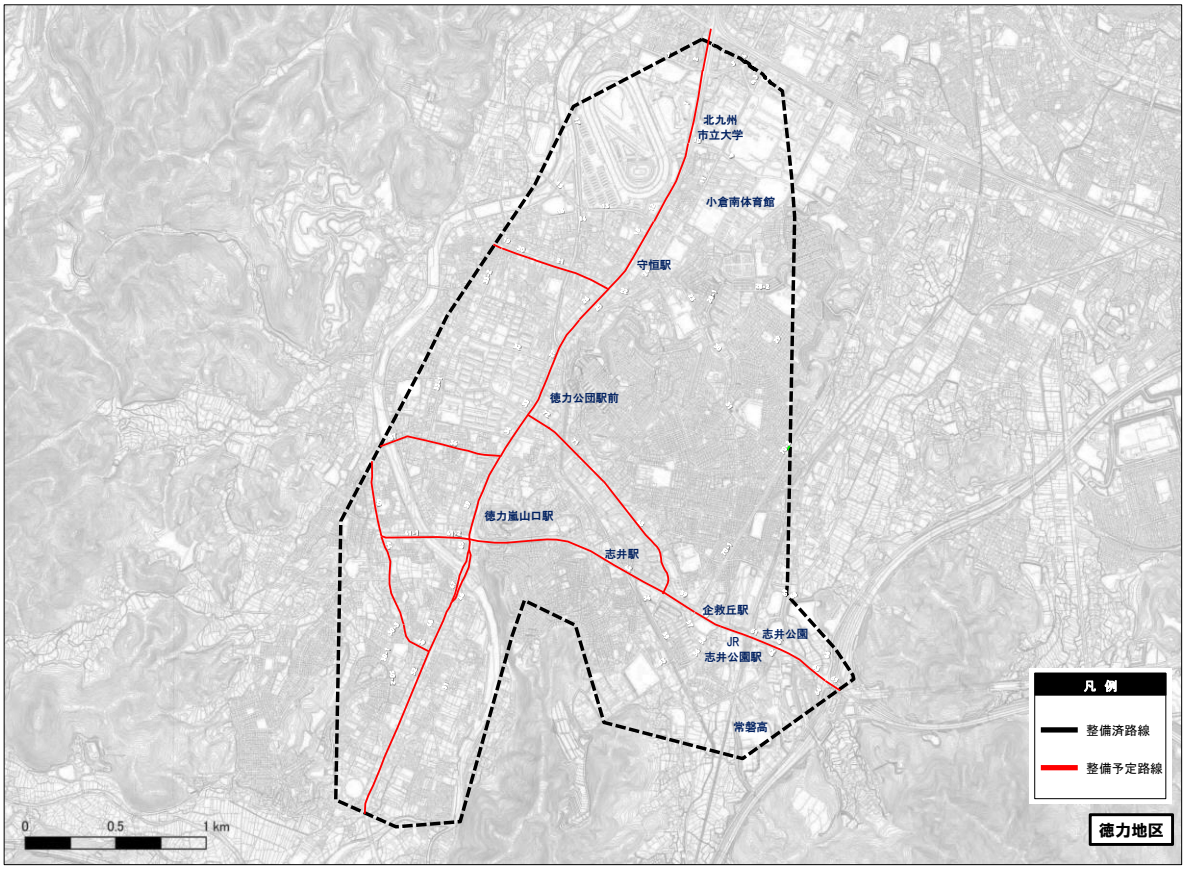

図　ネットワーク計画図（徳力地区）

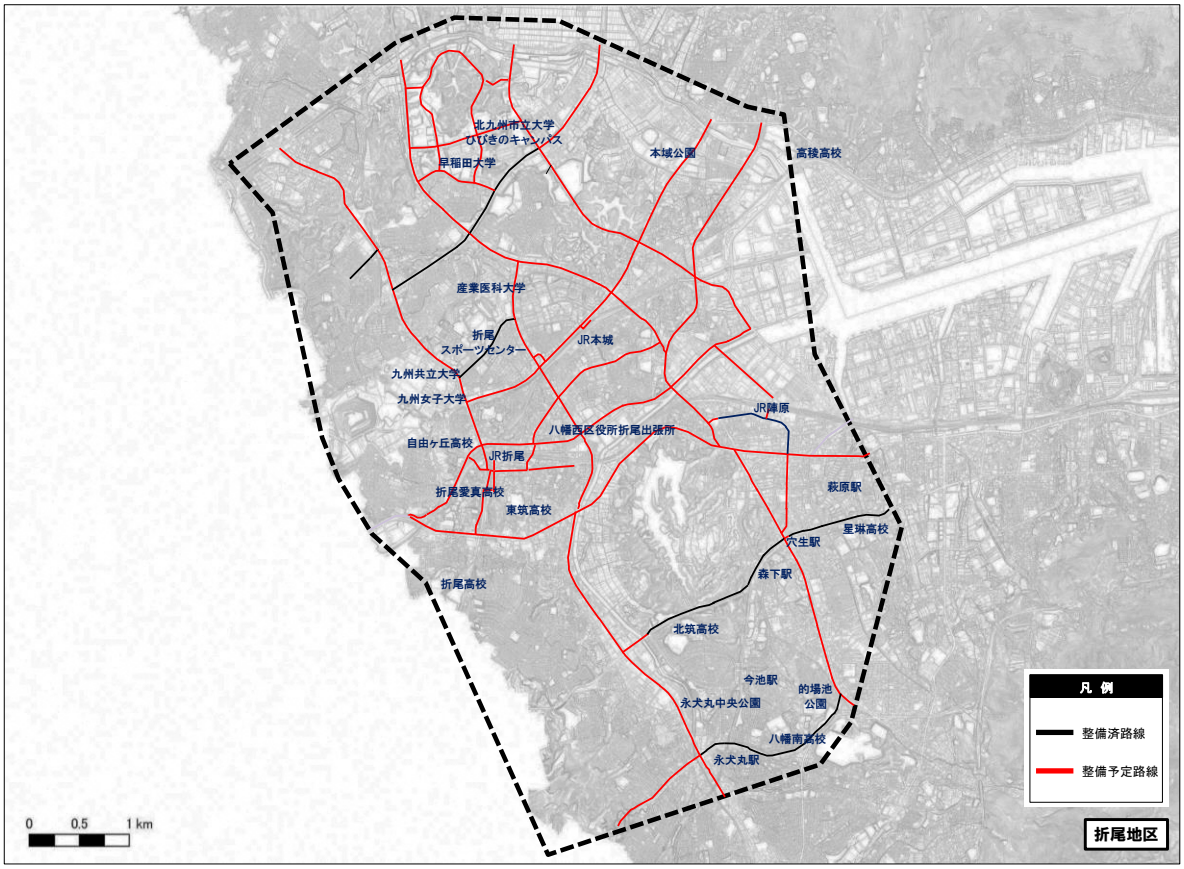

図　ネットワーク計画図（折尾地区）

(2) 自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備においては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成２８年７月国土交通省・警察庁）」や平成３１年４月の「道路構造令」の改正を踏まえ、下記の基本的な考えのもと、対象路線の交通状況を総合的に勘案したうえで、交通管理者などと協議しながら適切な整備形態を選定します。

＜自転車通行空間の整備形態選定の基本的な考え方＞

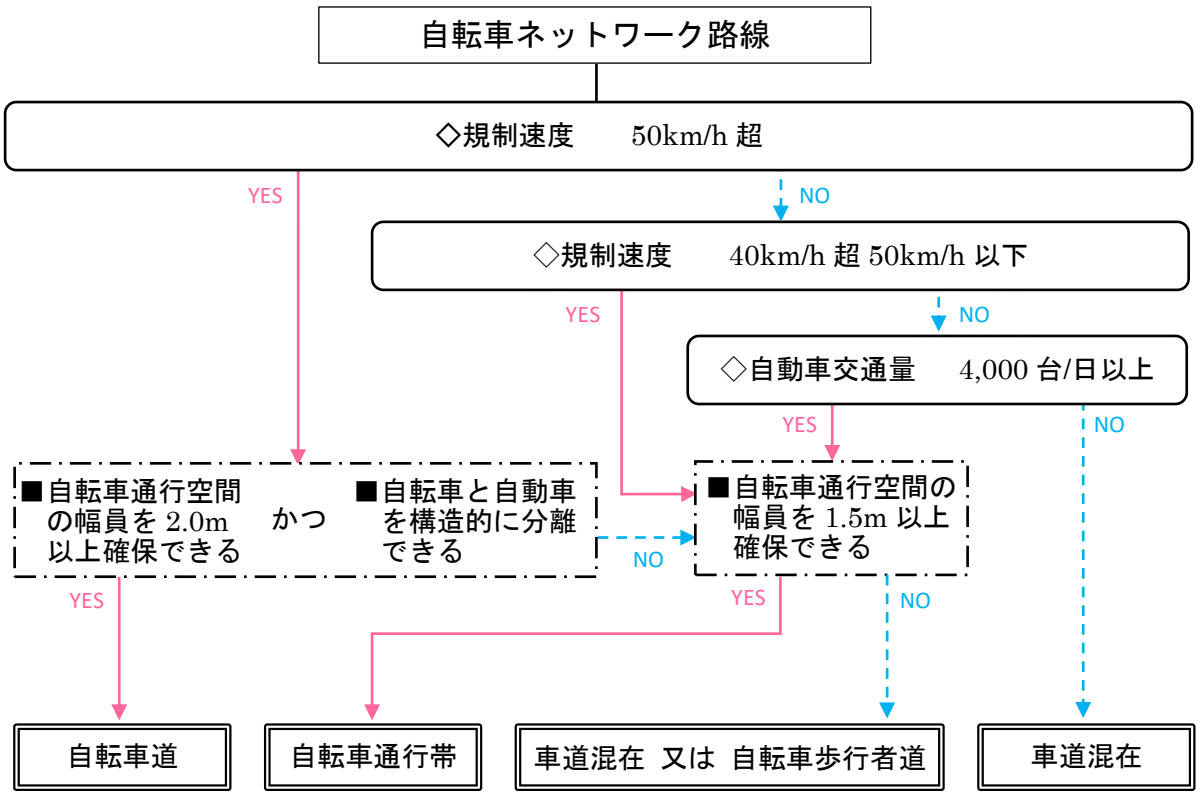

※空間的制約等により上記整備形態が困難な場合は、代替路の検討を行う。
また、将来、改良工事実施の際には、再度整備形態を検討する。

＜自転車通行空間の整備形態と整備イメージ＞

整備形態		整備イメージ
自転車道		
自転車通行帯		
車道混在		
自転車歩行者道	（分離タイプ）	
	（共存タイプ）	

施策２．利用しやすい駐輪環境の形成

ニーズや利用特性に応じた駐輪施設の整備や主要駅等に設置した市営有料自転車駐車場の利便性向上により、利用しやすい駐輪環境の形成を図ります。

（1）ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進

自転車利用や放置自転車の状況を踏まえ、目的や日時等の利用特性に応じた駐輪施設の整備を推進します。

また、自転車と公共交通との連携を強化し、相互の利便性の向上を図るため、JR 駅やモノレール駅、バス停における駐輪施設の整備を推進していきます。

＜八幡駅前自転車駐車場＞

＜堺町地区の駐輪施設＞

＜三萩野バス停自転車駐車場＞

資料：北九州市道路維持課

（2）市営有料自転車駐車場の利便性向上

利用者の入退場をスムーズにするために、電磁ロック式ラックや自動精算機、自動定期券更新機などの導入を検討します。

また、近年利用が増加している電動アシスト付自転車や子ども乗せ自転車といった多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保に努めるなど、自転車利用者にとって使いやすい施設を目指した取り組みを推進します。

＜電磁ロック式ラック＞

＜子ども乗せ自転車に対応した駐輪施設の整備事例＞

資料：北九州市道路維持課

施策３．放置自転車対策の推進

自転車や歩行者の通行阻害や都市景観の悪化などの要因となる放置自転車に対し、利用しやすい駐輪環境の形成とあわせて、「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」に基づく自転車放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去のほか、駐輪ルールに関する広報・啓発などの取り組みの充実を図ります。

（1）自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去

放置自転車の多い地域については、必要に応じて自転車放置禁止区域の拡大や新たな指定を検討します。また、自転車の放置の多い時期や時間帯などを踏まえ、効果的な放置自転車の撤去を実施していきます。

変更前

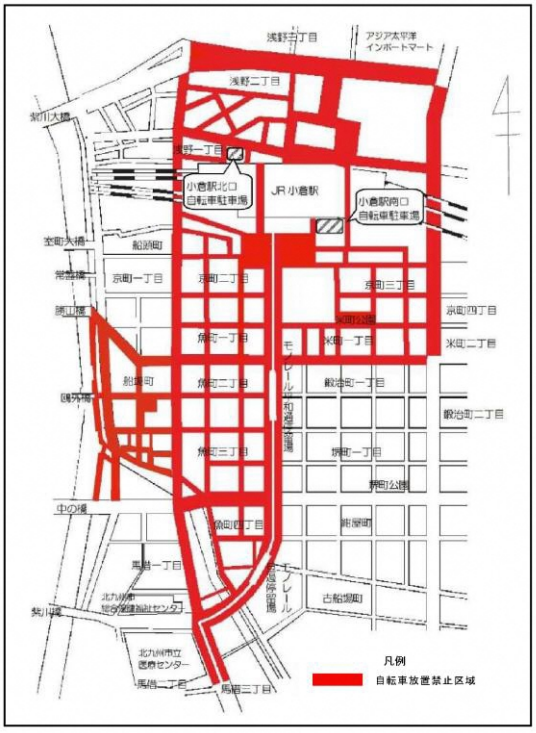

変更後　（内容：堺町地区周辺の追加）

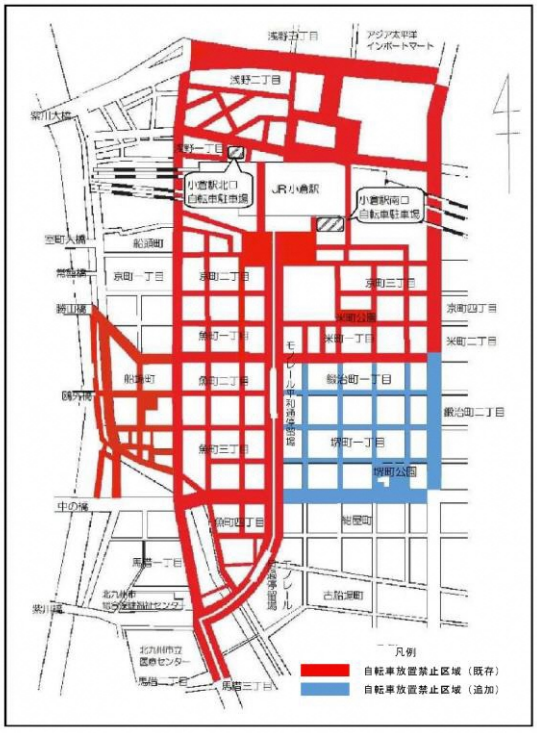

図　JR 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域の拡大（R2.3）

資料：北九州市道路維持課

＜放置自転車の撤去（夜間）＞

資料：北九州市道路維持課

（2）駐輪ルールに関する広報・啓発

駐輪指導員による啓発や駐輪施設への誘導のほか、街頭啓発や市内の高等学校へのパンフレットの配布などの広報・啓発活動を継続的に実施します。

＜放置自転車の防止に関するパンフレット＞

資料：北九州市道路維持課

施策４．シェアサイクル事業の推進

公共交通の機能補完やまちの回遊性向上に寄与し、通勤・通学、買い物、観光、ビジネスと多様な用途への活用が可能な交通サービスであるシェアサイクル事業を推進します。

シェアサイクル事業の推進にあたっては、さらなる利用の促進を図るため、効果的なステーションの設置や IoT を活用した利便性の高い貸出・返却システムの導入などを検討します。

（1）効果的なシェアサイクルステーションの配置検討

シェアサイクルにおいては、利用できるステーションの数や位置が利便性に大きく関係します。そこで、利用者ニーズや公共交通との連携などを踏まえた効果的なステーションの配置を検討します。

（2）IoT を活用した貸出・返却システムの導入検討

スマートフォン上で登録・貸出・返却・検索などの手続きができる IoT を活用した貸出・返却システムの導入を検討します。また、シェアサイクルと公共交通を組み合わせた経路検索や予約・キャッシュレス決済まで行う MaaS（Mobility as a Service）の導入も併せて検討します。

施策５．サイクル＆ライドの促進

（1）ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進【再掲】

自転車と公共交通との連携を強化し、相互の利便性の向上を図るため、JR 駅やモノレール駅、バス停における駐輪施設の整備を推進していきます。

（2）サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

自動車依存からの脱却をしていくためには、公共交通や自転車の利用促進が必要であることから、公共交通や自転車の利便性を向上していく必要があります。そこで、中長距離を移動できる公共交通と短距離を機動的に移動できる自転車の連携を図ることを目的として、「サイクルトレイン」や「サイクルバス」の導入を検討します。

＜サイクルバスの事例＞

自転車ラックバス（神奈川中央交通株式会社）

資料：神奈川中央交通株式会社 HP

＜サイクルトレインの事例＞

上毛鉄道サイクルトレイン（上毛電気鉄道株式会社）

資料：上毛電気鉄道株式会社 HP

施策６．自転車利用の促進に関する情報発信の充実

「２．６ 自転車の利用促進（Ｐ１４）」のとおり、本市では自転車に関する総合情報ウェブサイト「スマートサイクルライフ北九州」を開設しています。

本計画の取り組みにあわせ、自転車通行空間の整備状況や駐輪施設の位置をはじめとして、シェアサイクル、サイクル＆ライド、自転車を活用した健康づくり、サイクルツーリズム、自転車利用におけるルールやマナーなど、自転車に関する情報を一元的に提供できるようコンテンツの充実を図ります。

＜自転車に関する総合情報ウェブサイト　スマートサイクルライフ北九州＞

資料：スマートサイクルライフ北九州 HP